

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年7月29日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年7月29日(月) 午後1時00分～午後4時58分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ
委員 石田 ちひろ 委員 須貝 行宏
委員 松本 ときひろ 委員 西本 たか子

出席説明員 堀 越 副 区 長 久保田 企画 経営 部長
吉岡 政策 推進 担当 課長 井添 S D G s 推進 担当 課長
加島 財 政 課 長 長尾 施設 整備 課長
佐藤 経 理 課 長 柏原 区 長 室 長
勝亦 総 務 課 長 大串 会 計 管 理 者
(秘書 担当 課長 兼 務)
今井 選挙 管理 委員会 事務局 長 大澤 区 議 会 事 務 局 長

○午後1時00分開会

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、視察およびその他と進めてまいります。

また、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

最後に、本日は、6月10日の委員会で実施の確認をした大井競馬場への視察を予定しております。午後3時頃には出発したいと考えておりますので、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

では、予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○加島財政課長

恐れ入ります。7月2日の総務委員会、補正予算の議案審査におきまして松本委員よりご質問いただいた件について答弁を訂正させていただきたく、お時間を頂いてご説明申し上げます。

7月2日の総務委員会において、委員より、補正予算のトイレトラックの購入に当たりまして、品川区は地方交付税不交付団体のため、他自治体であれば使うことができる緊急防災・減災事業債は使うことができないという理解でよいのかとのご質問を頂きました。それに対しまして私から、区は地方交付税不交付団体に当たりますので、緊急防災・減災事業債を使うことができないと答弁をいたしました。正しくは、緊急防災・減災事業債につきましては、使うことができないのではなく、使わないという判断をいたしました。緊急防災・減災事業債につきましては借入れですので、こちらは利払いが発生いたします。こちらの債券は特別区でも借入れとして利用することができますけれども、借入れによる利払いを回避するため、トイレトラックの購入につきましては、このたびクラウドファンディングと一般財源から購入可能と判断したものでございます。ただし、財源の確保といたしまして、起債相当額につきましては財政調整交付金として申請いたしまして、その確保に努めてまいりたいと申し添えさせていただきたいと思っております。

答弁に誤りがございまして、大変申し訳ございませんでした。

1 報告事項

(1) SDG s 宣言制度について

○こしば委員長

では初めに、予定表1、報告事項を聴取いたします。

それでは、(1)SDG s 宣言制度についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○井添SDG s 推進担当課長

私からは、SDG s 宣言制度についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

初めに、項番1の目的になります。本事業は、区におけるSDG s 達成に資する事業者・団体等の取組を発掘し、周知することで、区内のSDG s の取組をより一層促進させることを目的としております。

次に、項番2の概要でございます。本事業は、内閣府の「地方創生SDG s 登録・認証制度ガイドライン」に基づき実施するものでございまして、SDG s の達成に資する事業者・団体等の取組を募集い

たしまして、その取組がSDGsの推進に貢献する取組であると区が認める場合には、事業者・団体等に対し、SDGs宣言証とステッカーを交付するとともに、その取組を区ホームページ等で発信いたします。それによりまして、区におけるSDGs達成に向けた活動の促進および区内外への周知、区と事業者等の連携を図ってまいります。事業の流れにつきましては、下の図のとおりでございます。

次に、項番3の予算額でございます。当初予算で計上させていただいた125万6,000円になります。主にSDGs宣言証とステッカーの制作や印刷、郵送に係る経費になります。

続いて裏面に移りまして、項番4のステッカー案募集でございます。今回、SDGs宣言を行った事業者・団体等に配付するステッカーのデザイン案を子どもたちから公募することにいたしました。区のSDGs未来都市のテーマ「子どもとともに成長する新時代のSDGsしながわ」をイメージできる案を子どもたちに考えてもらい、子どもたちによる投票により最終決定することによりまして、子どもたちのSDGsに対する関心を高めてまいります。募集期間は7月11日から8月21日まで、応募方法は区ホームページからの電子申請または郵送です。応募資格といたしましては、区内在住・在学の小学1年生から6年生としております。

ステッカー案の決定方法ですが、5作品程度に絞った最終候補に子どもたちが投票することにより最終決定いたします。区報9月21日号で投票を呼びかけまして、電子申請で投票してもらうほか、9月28日土曜日に開催予定の「国連を支える世界こども未来会議in SHINAGAWA」の会場でも、参加する子どもたち、こちらは定員40名になりますが、この子どもたちにも投票してもらう予定でございます。結果については、区報の11月1日号で発表の予定です。

ステッカー案には、下にイメージを記載しておりますが、応募用紙のSDGsカラーホイールの円の中に手書きで描いていただきます。今朝、29日の朝の時点で、既に子どもたちから14件の応募があり、子どもたちから発想豊かな作品が届いているところでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○松本委員

ご説明ありがとうございました。既に応募が来ているということで、とても素晴らしいと思います。

お伺いしたいのですけれども、今回、ステッカーを発行するということかと思うのですけれども、このステッカー自体は、内閣府のガイドラインの中に書いてあるからやるということなのか、それとも区の独自のアイデアなのかというところを、まずお伺いさせてください。

その上で予算額が、これはステッカーの発行に関わる予算ということだと思うのですけれども、具体的なイメージとしては、個数は幾つぐらいをイメージされているのかと、これは子どもたちがデザインを考えてくれるということなのですが、手書きでという形かと思います。手書きのものを実際にステッカーに取り込んでいくときに、リデザインなど、またこの中に実際のデザインとして何か修正をかけたことがあるのか、それともそのまま、子どもたちが描いてくれたものがここに入っていくのか、その辺をお伺いできればと思います。

○井添SDGs推進担当課長

幾つかご質問を頂きました。

まずステッカーについてなのですが、内閣府のガイドラインでは、ステッカーを事業者に対して発行するというところまでは書いておりませんで、これは区独自に発行するものでございます。内閣

府のガイドラインに宣言書というものを発行したほうがよろしいということで記載はございますが、宣言証はオリジナルになります。

また、予算についてなのですけれども、こちらの件数でございますが、当初予算で計上している宣言証の数というものは、予算計上の時点では、具体的な件数が何件でということの目標までは記載しておりませんが、目標といたしましては100件前後、応募を頂きたいというところで、それが実現できる予算額で計上させていただいております。

あと、ご質問いただきました手書きのイメージというところでございますが、子どもたちには手書きで記載していただきまして、それを、できれば手書きのイメージをそのまま活かせるようなもので、例えばイラストレーターなどでデザインを加工してということではなくて、子どもたちの手書きそのものを活かせるようなステッカーにしたいというところで考えているところでございます。ただ、今、応募いただいた作品で、色鉛筆などを使って色彩豊かに描いていただいているのですけれども、ステッカー案にしたときに若干薄いものなどもございますので、その辺りは少し調整をさせていただくことはあるのですけれども、手書きの風合いを活かしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○松本委員

ありがとうございます。デザインのあたりや、ステッカーを発行するのが区のアイデアということは理解できました。

一方で予算のほうなのですが、大体100件ぐらいを想定していて、100件応募があつて、全部が通過するとは限らないと思うのですけれども、ただそうすると、最大でもステッカーの数が例えば100枚だと考えると、多分、企画などいろいろなお金はかかるとは思いつつ、単純に120万円を100で割ったら1万2,000円ぐらいになってしまうので、結構、費用として高いのかなというイメージなのですが、実際に作るもの以外にどういうお金が内訳に入っているのかをお伺いします。

○井添SDGs推進担当課長

125万6,000円の予算の内訳というところのご質問かと思えます。

まず、宣言証・ステッカーの制作経費につきましては、99万5,000円の中でやり繰りをしようと考えているところでございます。一方でそのほかの予算としましては、事業者の方にステッカーや宣言証を送るための郵送費を1万円計上しているのと、チラシの印刷、今回、子どもたちにステッカー案の募集をするときに、全学年ではないのですけれども、学校にもチラシを印刷したりしました。あとはSDGs宣言制度そのもののチラシも作成しております。これは、環境課や地域産業振興課の窓口にご置くなどして、中小企業の方々にPRするものでございました。こういうチラシの印刷費用が25万1,000円というような内訳になっております。

○松本委員

ありがとうございます。やはり、100枚発行するのに、発行費用が100万円というのは、なかなか大きいのかなと思います。私も今の相場観が分からないので今日はここまでにしますが、中身については理解できました。ありがとうございます。

○西本委員

これは多分、区民委員会のほうが中心になるのかなと思うのです。担当部局とのやり取りはどうなっているのかと思います。というのは、なぜかという、団体はこちらかもしれないのですけれども、事業者となってくると、やはりそちらのほうが意味合い的には強いかなと思うので、どういう進め方をするの

かというところですか。

それで、流れのところなのですけども、要は申請してもらおうのですよね。SDGsをやっているところといって手を挙げてもらうのですよね。ということは、そういう人たちは既にやっているのですよね。なので、SDGsというのは品川区の中において本当に市民権を得られているのかと。その中において、これを宣言して、品川区がどういうサポートができるのだろうかというのは、いまいちイメージがつかないのです。事業者にとって、メリットがあればやるのでしょけれども、メリットがなければやらないだろうと思うのです。その辺の、事業者や団体に対してのメリットというのは、何でしょうということですか。

それから、予算額がありますけれども、これはたしか補助金が入っていますよね。財源の内訳をお聞きしたいと思います。

それから、子どもたちということなのですけども、デザインの記載箇所というか、ここはもう自由でいいですという形でいいのですか。これは、SDGsの、こういうロゴなどだと、なかなか変えられないというのがあると思うので、その規定というのはないのかどうか。ここは自由にやっていいというのでこういう形を取ったのか。そのことですか。

それから、子どもたちはSDGsのどういう学習をしているのでしょうか。何のイメージを持ってデザインを描いていただいているのだろうか。これは、教育委員会との関係もあると思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○井添SDGs推進担当課長

何点かご質問いただきました。順にお答えさせていただきます。

まず、関連部署との進め方というところでございます。先ほどSDGs宣言制度のチラシを地域産業振興課などの窓口でも置くというお話をいたしました。そのほか、環境課が進めている事業者向けの事業などの説明会などのとき配布したり、あとは地域産業振興課を通して東京商工会議所の品川支部や商店街連合会にもチラシを共有させていただいて、お配りいただけるようお願いをしているところがございます。今後も、環境課や地域産業振興課などを中心に関係する部署と連携しながら、この事業のPRをしていきたいと考えているところがございます。

それから2点目、事業者の方にとってのメリットでございます。SDGsの市民権が区の中で得られているのかということもございましたが、まだまだSDGsの推進・浸透がそこまで深まっていないという認識でございますので、このSDGs宣言制度を通して、広く区の中で、事業者の方を中心に推進していきたいと考えているところがございます。事業者の方は、この宣言制度で宣言することによりまして、その宣言内容を区のホームページ等で公開してもらえるというところが、1つメリットに感じていただけるのではないかと考えているところがございます。

それから、予算に関連した補助金についてなのですが、本事業につきましては特に特定財源や補助金は活用しておりませんので、一般財源で実施する予定でございます。

子どもたちにステッカー案のデザインを募るというところなのですけども、デザインについては自由な発想で、ただ、区のSDGs未来都市のテーマである「子どもとともに成長する新時代のSDGsしながわ」をイメージできる内容で幅広く考えてくださいというようにお題を提示しております。これは、テーマを17のゴールなどに絞り込まないことによって、子どもたちの柔軟な発想を引き出せればと考えているところがございます。また、このデザインのところなのですけども、SDGsカラーホイールを使ってはおりますが、いわゆる国連のSDGsのロゴの規定には抵触しないような形で募集し

ているところでございます。

あと、子どもたちが学校でSDGsについてどのように学んでいるかや、教育委員会事務局との連携というところなのですけれども、今回、ステッカー案の募集につきましては、教育委員会、校長連絡会などで説明をさせていただいた上で、全学年ではないのですが、一部、4年生から6年生についてはステッカー案のチラシを、4年生から6年生の全生徒にお配りさせていただいたところで、教育委員会事務局とは連携を図っております。また、子どもたちにつきましては、現在の学習指導要領で、SDGsについていろいろな科目で取り扱うような内容に変わっておりますので、子どもたちは、言うなればSDGs ネイティブと言えるかと思っておりますので、SDGsについて幅広く知識を持ってくださっているとしますし、現に応募いただいた作品の中でも、例えば環境施策だけではなくて、平和だったり、水だったり、気候変動だったりという、それぞれのゴールを理解した上で、本当に発想豊かな作品が届いているところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。まずこれを進めるに当たって、いろいろな部署が絡んでくる話だと思うのです。なので、横串を刺すという形で大分いろいろお願いをしているのですけれども、そうなってくると、どこが中心でやりますかという、やはり手を挙げる人、誘導していく部署はどこなのだというところがあると思うのです。なので、その役割分担というのは、もうできているのかどうかということなのです。だから、地域産業振興課など、先ほどいろいろ事例はありましたけれども、要は環境課だったら環境課の中でこれを活かそうというふうになっているのか、「やってね」、「チラシを置いてくださいね」と言われて、ただ単に置くのか。意識の違いが全然あると思うのです。なので、主催する区の考え方として、どういう人たちがどういう関わりを持って役割分担をどう認識してやっていくのかというのはとても大切だと思うのですけれども、その考え方をまずお聞きしたいと思います。

それと、区で事業者をPRするということなのですけれども、それだけでは足りないかなと思うのです。なぜかという、本来は、「品川区がSDGsをこういうふうにやっていきます」というのがあって、その軸があって、「それに対して、こういう事業をやっていきますよ。その一環ですよ」というのだったら分かるのだけれども、品川区のSDGsに関する意気込みというか、そういうのがないと、ただ単にホームページに公表したからといって、ではその事業者の販売や事業発展につながるのかというところは、今の状況だと疑問なのです。なので、せっかくやるのだから、もう少し事業者の方々に対して、もっとメリットがあるようなことをつけてもらいたいというのがあります。ただ単にホームページで公表したから「やっているね」といって、誰もホームページに興味はないので、見ていないと思います。なので、もっとメリットのあるような、それをぜひ打ち出してほしいと思います。その考え方。

それから、子どもたちのイメージが、教育委員会ではないから、ここではあまり追及しませんが、いろいろやっているというのは分かります。でも、本当にSDGsの取組というのはやっているのかというのは、正直、思うのです。校長先生たちの校長会では説明したというのですけれども、そもそもSDGsに対しての取組は、品川区の教育委員会はどうなのだろうと疑問に思います。文教委員会ではないので、担当外ですから、お答えできないと思いますので、ここは答えなくていいです。そこが非常に気になることだということは私の意見として言わせていただきますが、そのほかの点に関してお願いしたいと思います。

○井添SDGs推進担当課長

何点かご質問を頂きました。

まず、他部署との連携のときの役割分担のお話でございます。チラシをほかの部署の窓口においてというお話を先ほどさせていただきましたが、ただ置いてもらうだけではなくて、当然、この制度がどういものであるかというのは担当間で話をした上で、場合によっては説明会などに我々担当の者が出向いて説明をするということも含めて、今、担当間で話を進めているところでございます。

あとは、事業者の、区のホームページに掲載するところでのメリットというところで、先ほど申し上げましたが、企画課のSDGsのページに載せただけだと、なかなか区民の方が目にする機会は少ないと思いますので、そういったところで、どういう露出方法というか、どういう動線でPRしていくことがいいかということにつきましては、他部署の担当の方、私どもよりも事業者のことに詳しい地域産業振興課の担当などを含めて、今、ご相談しているところでございますので、役割分担としては、この事業自体を進めるのは企画課主導で行ってまいります、各課の担当と連携しながら進めているところでございます。

それから、事業者の方にとってのメリットが少ないということで、もっと区のSDGsの意気込みなどをPRできた上で、この事業を実施すべきではないのかというご指摘かと思っております。SDGsの取組につきましては、品川区は、SDGs未来都市、それから自治体SDGsモデル事業にダブル選定されたことを契機に、さらに推進していきたいところでございますが、区の事業者をはじめとして、区民の方へのPRはまだまだだと思っておりますので、並行してそちらの進行につきましても進めていきたいと思っております。

事業者向けにつきましては、先日の補正予算のときに本総務委員会でご報告させていただきましたように、多様なステークホルダーに参画していただける「しながわSDGs共創推進プラットフォーム」というものを9月の中旬に第1回を開催予定でございますので、今後、参加いただく事業者の方など、横のつながりなども形成できるようなことを、今後検討していきたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。1つの提案なのですけれども、それぞれの事業者の取組等を含めて、冊子など作られてはどうかと思うのです。別にホームページでも構わないのですけれども、「この事業者の方々がこういう取組をしております」というような事業者の紹介などがあると、メリットがあるのかななどと思うのです。ただ単にホームページ、ホームページでもいいのですけれども、それは工夫しないといけないと思うので、ホームページというのは、来た人が見るという形になってしまうので、そうではなくて、アウトプットというのですか、発信するという形にしていただきたいと思っております。それがやはり産業振興に非常につながると思っておりますので、その一ひねり、他部署の方と相談して進めていただきたいと要望して終わりたいと思っております。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

SDGs宣言制度についてですが、目的が、SDGs達成に資する事業者・団体等の取組を発掘し、および周知することで、SDGsの取組を一層促進させるという、恐らくスタートラインに今立ったということだと思っております。それに対して、私からすれば、6か月に1度ぐらいでも、定期的な取組の達成数と課題等は、報告していただくとありがたい。現状、実社会でどのように皆さんに捉えられているかというのは、我々としても非常に興味深いところです。

ただ1つ、老婆心なのか分からないのですけれども、品川区で、やはりこういうふうをお願いをすると

ということで、品川区の取引業者がいるわけですよね。それで、取引業者がSDGsに対応していないということで、取引上、少し問題が出てくるとか、逆に圧力みたいなものをかけられると、非常にそれは問題かと私は思いますので、そこのところは、区内の事業者・団体等には平等に接していただきたいと思います。意見だけ言わせていただきます。

○こしば委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) ファミーユ旗の台外壁改修その他工事請負契約

○こしば委員長

次に、(2)ファミーユ旗の台外壁改修その他工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは私から、報告事項(2)ファミーユ旗の台外壁改修その他工事請負契約についてご説明いたします。

本件を含めます報告事項(2)から(8)までの案件につきましては、9,000万円以上の工事請負契約につきまして本委員会にご報告するものです。それでは、資料の2ページをお開きください。

まず、報告事項(2)ファミーユ旗の台外壁改修その他工事請負契約です。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は次の3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は9,460万円、契約の相手方は圓山建設株式会社、代表取締役、圓山和秀氏、支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和6年12月27日です。

おめくりいただきまして、4ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は施設の外壁改修等工事を行うものです。参考に、5ページに建物の案内図と配置図、6ページに立面図をつけております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

これは毎回、入札の状況を見ると、落札したところと、2番目、3番目は、数十万円、あまり変わらないのです。それで、一番安価なというところで決められているのでしょうか、こんなに近い金額になってしまうものなののでしょうか。一応、品川区で、このぐらいと提示しているのですけれども、こんなに近い金額が出てしまうものなのか、そのからくりというか仕組みを教えてください。

○佐藤経理課長

入札に関しましては、一番低い応札があったところに対して落札するというのが原則でございます。また、一定額以上につきましては、予定価格と書いてありますけれども、こちらを公表しているというものでございます。その上で、手を挙げた事業者には設計に関する書類を交付いたしまして、それに基づいて各事業者が見積もって応札してくるという仕組みです。予定価格を公表している以上、一定、そこにすりついていくということは、制度上、そのように予定していると考えております。

○西本委員

そうすると、積み上げ式だと思うのです。人件費が幾らなど、いろいろ出てくると思うのですけれど

も、その項目の詳細は分からないのですか。やはり、トータルの金額しか分からないのか。なぜかという、例えば分かりやすいのは人件費のところかというと、人件費のところは極端に低いなどとなると、ここはどうなのかというふうな、チェックが働くかと思っているのですけれども、その明細や、詳細な積み上げの積算というのが、区には分かるのでしょうか、分からないのでしょうか。

○佐藤経理課長

落札後に、見積りについては事業者から出していただいているというところではあります。また、人件費が極端に安いなどといったものが心配というところだと思いますけれども、一定額以上の工事につきましては最低制限価格というのを設けておまして、あまりに低い金額で応札があった場合は失格になるという制度がありまして、もちろん入札時にはそれは公表しませんので、一定の基準によって、こちらで予定しているというものでございます。

○西本委員

では見積りは、決まってから出してもらうということですか。それとも、入札の申込みをしたときにその明細も来るということですか。

○佐藤経理課長

入札時は金額だけです。落札時です。

○西本委員

そうなってくると、一応の一定の金額よりはという形で制限がかかっているというところは分かるのですが、見積りをもらうことによって、どこでどう違いが出てくるのかというのが分かりやすくなるのではないかと思うのです。大体、資材などというのはそんなに変わらないと思うのです。資材は大体もう相場が決まっているので、いろいろな関係があっても安くなるなどというのはあるのかもしれないですけども、ただ、やはり人件費や下請などをどういう形で出しているのかによっても、適正な見積りなのかどうかというところがあると思うのですが、その辺のチェックというのは区としてはできているのですか。

○佐藤経理課長

予定価格につきましては、区の工事主管課でシステムを設けて、最新の見積り単価を基にして積算しているというところですので、それに基づいて立てた予定金額に対して、事業者でそれぞれ見積りを作って応札してくるという仕組みです。それ以上に関しては、金額で入札を決めるというところが原則ですので、入札の段階では特段、こちらからは何も考慮しなくても大丈夫といえますか、最低制限価格のところ、いわゆるダンピングを防ぐという仕組みは持っておりますので、そちらで制度上担保されていると考えております。

○西本委員

あと最後に1点確認したいのが、下請の事業者の方々の情報というのは、どれだけ品川区には来るのでしょうか。それはあくまでも、入札したところが把握するだけであって、品川区は知らなくていいということなのか。要は、孫請、孫請、孫請とやっているところがあると思うのです。その辺の情報というのはどうなのでしょう。品川区はどこまで入り込めるのでしょうか。

○長尾施設整備課長

落札された元請事業者からは、その下に入っている下請業者の情報というのは、施工体制ということで必ず報告が上がってまいります。その中で、情報としては把握することになっています。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今回、外壁改修その他工事ですが、主に外壁改修ということならば、今回、圓山建設株式会社ということになってはいますが、本来ならば外壁改修業の事業者が落札、そこに発注するべきではないかと私は思うのですが、今回、報告事項なので意見だけ言わせていただきたいと思います。

あと、辞退理由に、配置予定技術者の配置が困難になったためとありますけれども、外壁改修で今そんなに仕事が詰まっているという話は私は聞いたことがないのですが、品川区は改修工事代金もきちんとお支払いするわけですから、こういう状況で技術者が足りないということで辞退されるということは、やはりないように工夫していただきたいと思います。取ってつけたようになってはいますが、やはり多くの業者がいる、さらに、もう一度繰り返しますけれども、やはり外壁改修の仕事ならば、そういう業者が請けられるような、入札できるような仕組みを整えていただければいいと思います。意見だけです。

○こしば委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 八潮南特別養護老人ホーム増築に伴う準備工事請負契約

(4) 八潮南特別養護老人ホーム増築に伴う機械設備準備工事請負契約

○こしば委員長

次に、(3)八潮南特別養護老人ホーム増築に伴う準備工事請負契約、および(4)八潮南特別養護老人ホーム増築に伴う機械設備準備工事請負契約につきましては、関連する内容のため、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは続きまして、報告事項(3)および(4)、八潮南特別養護老人ホーム増築に係る工事のため、こちらを一括してご説明いたします。

まず、報告事項(3)八潮南特別養護老人ホーム増築に伴う準備工事請負契約についてご説明いたします。資料は7ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は次の8ページの入札状況調書に記載のとおりです。

7ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億623万8,000円、契約の相手方は株式会社東工務店品川営業所、営業所長、佐野好一氏、支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年1月31日です。

おめくりいただきまして、9ページの工事概要書をご覧ください。本工事は、八潮南特別養護老人ホームの増築に伴う準備工事としまして、空調機防音パネルの設置、プール等の既存建物の解体、外構等の工事を行うものです。参考に、10ページに建物の案内図と配置図をつけております。

続きまして、報告事項(4)八潮南特別養護老人ホーム増築に伴う機械設備準備工事請負契約についてご説明いたします。資料は11ページです。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は12ページの入札状況調書に記載のとおりです。

11ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億4,190万円、契約の相手方は、横河・オオ

サキ建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社、代表取締役、田中博行氏、支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年1月31日です。

おめくりいただきまして13ページ、工事の概要書です。本工事は、八潮南特別養護老人ホームの増築に伴う準備工事として、給排水・空調設備の移設・撤去等の工事を行うものです。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

報告事項(3)の工事概要のところに、解体工事をやって、用具庫とプールと管理棟ということで、アスベストなどが含まれているようなものはないと考えているのか。それで、もしアスベスト等が含まれる解体がある場合というのは、解体するに当たってのきちんとした基準があると思うのですけれども、例えばある場合は、そういった基準なども含んだ形の入札というか金額になるのか伺いたいと思います。

○長尾施設整備課長

こちらの準備工事は建物の解体工事を含むようになってはいますが、アスベストの含有に関しては、撤去する工事に入る前に調査を行いまして、そこで幾つか検体を取って、含有されている、されていないというところは確認した上で、工事は進めていくこととなります。

○石田（ち）委員

それで、この場はないということなのですが、ある場合は解体作業料というのですか、変わってくると思うのですが、そういうものも含まれた形の金額になるということでしょうか。

○長尾施設整備課長

委員がおっしゃっているように、解体工事を行う際に関しては、事前の調査で、アスベストの含有の可能性のあるところというのは、この案件に限らず調査を行った上で、実際に含まれている、含まれていないというところは検査をする分の費用、あとそれがもし含まれているとなったら、その分も安全に解体できるような工事費というものを見込んで入札をしていただくという仕様になっております。

○こしば委員長

ほかにごありますか。

○西本委員

増築となっているのですが、10ページの赤点線というところは何を示しているのでしょうか。それで、増築というのは、どこが増築なのでしょう。点線の中は、グラウンドやプールの解体なのですか。プールというのは、今まで使っていなかったのですか。もう少し具体的なお話を頂ければと思います。

○長尾施設整備課長

まず、資料10ページ目の下段の配置図です。こちらは赤線で囲っておりますのは、「工事範囲」と書いております。今回、グラウンド、プール、プール管理棟、用具庫などが入っている部分になります。こちらにつきましては、資料の中にも書いてありますが、建物の解体工事ということで、図で言うと左側の、プール、プール管理棟、用具庫などを撤去します。あと、特に書いていないのですが、グラウンドの、図面で言うと右側に、空調設備などの室外機が置いてあったりしますので、こういったものを撤去・移設する予定にしております。

もう一つ、小さく赤枠で囲っておりますが、ここは既存の建物の東棟の屋上部分になりますけれども、

こちらに、今お話ししたグラウンドに置いてある空調室外機を移設して、既存の建物の空調が引き続き使えるようにしていくという工事も、準備工事の中で行う予定にしております。

そのほか、赤枠で囲っている工事範囲の中で、地面の下にいろいろな配管等が通っておりますので、そういったものを撤去したり移設したりといった工事も、準備工事の中で行います。

あとは、増築というところの内容ですけれども、現状、グラウンドがあるところに、準備工事の後、特別養護老人ホームを増築していく計画をしておりますので、増築というのは、現状のグラウンドのところに建てていくというものになっております。

プールが今まで使われていたかということですのでけれども、こちらはもともと学校であったので、今は高齢者福祉施設として、特別養護老人ホームとして使っている現状の中で使っているかと言われると、使っていないのかなど。

○西本委員

ありがとうございます。専門外だったらすみません。本当は違うところで聞かなくてはいけないのかもしれませんが、要は今回の工事というのは増築があるので、プールの撤去などということで、全部、更地にするとは言わないでしょうか、きれいにするというところのあれですよ。そうすると、これは区切ってしまうかもしれないのですけれども、結構グラウンドも広い。ここに増築というのは、どの範囲まで増築と考えているのか。答えられなかったらいいのですけれども、どのぐらいの増築の、これは準備なので、増築で建つほうも出てくるのだらうと思うのですけれども、いつぐらいの時期にこういう形で出てくるのかということ、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○長尾施設整備課長

増築する範囲につきましては、現状、グラウンドと書かれている野球場の範囲です。大体、この辺に正方形に近いような形状で設置されます。図面の左側のほう、現状プールなどが配置されているところにつきましては、グラウンドを新しく整備するような計画になっております。

準備工事につきましては、来年の1月ぐらいまでに完了させる予定になっておりますので、増築する工事につきましては、その後、引き続いてやっていくというような予定にしております。

○こしば委員長

ほかにありますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件は終了いたします。

(5) かがやき園空調設備改修工事請負契約

(6) 五反田文化センター空調設備改修その他工事請負契約

○こしば委員長

次に、(5)かがやき園空調設備改修工事請負契約、および(6)五反田文化センター空調設備改修その他工事請負契約につきましては、関連する内容のため一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは続きまして、報告事項(5)・(6)につきましては、施設の空調等の設備の改修工事のため、一括してご説明いたします。

報告事項(5)かがやき園空調設備改修工事請負契約についてご説明いたします。資料は14ページです。契約方法は制限付き一般競争入札、入札結果は15ページの入札状況調書に記載のとおりです。

14ページにお戻りいただきまして、契約金額は8,737万2,450円、契約の相手方は中央工設株式会社、代表取締役、村田卓也氏です。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年2月28日です。

おめくりいただきまして16ページ、工事概要書です。本工事は、かがやき園1・2階の冷暖房設備・換気設備の改修工事を行うものです。参考に、17ページに建物の案内図と配置図をつけております。

続きまして、報告事項(6)五反田文化センター空調設備改修その他工事請負契約についてご説明いたします。資料は18ページです。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札結果は19ページ、入札状況調書に記載のとおりです。

18ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億3,035万円、契約の相手方は三橋・野田建設共同企業体、代表者、株式会社三橋工務店、代表取締役、三橋繁美氏です。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年2月28日です。

おめくりいただきまして、20ページの工事概要書です。本工事は、老朽化した空調機器および中水ポンプ等の設備の更新等工事を行うものです。参考に、21ページに建物の案内図と配置図をつけております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

まず、かがやき園と五反田文化センターの関連というのは、何が関連しているのですかという、なぜでしょうということを聞きたいです。

それと、あと15ページに、5番、無効と書いてあるのです。これは1億円ですよ。大体1億円ちょっと。それで、入札が8,700万円余です。随分、下がっていると思って、ほかのところは1億円を超えているのに、8,000万円余。それで、5番目、8,200万円余で無効と書いてある理由を教えてください。

○佐藤経理課長

1つ目の、2つまとめてご説明を差し上げたということですが、こちらは、工事の種類が施設の空調等の設備工事であるというところですので、まとめてご説明を差し上げました。

もう一つの、応札金額が低いというところですが、これは、それぞれの事業者で見積もった結果というところなのですが、一般に出来上がった機械を入れるというものについては、金額が下がりやすいというのは意見交換等で聞いておりますが、それぞれの中身については、それぞれの事業者の判断ということになるかと思えます。

○西本委員

5番の無効というのは何ですか。お願いします。

○佐藤経理課長

失礼いたしました。5番の無効というところですが、その下の参考、辞退理由のところをご覧くださいと、5のところですが、最低制限価格未満のためということになっております。先ほどの案件でご説明いたしましたけれども、一定金額以上につきましては、こちらで基準を決めまして、いわゆるダンピング防止のために、あまりに低い金額の場合は無効にするということを制度上持っております。

すので、今回それに該当したということでございます。

○西本委員

もう少し教えていただきたいのですけれども、ダンピングになるかという、もともとグロスで金額が来ているわけではないですか。それは、トータル金額の中で制限をかけるということですか。先ほどのご答弁だと、見積りは落札したところの頂くという話だったのです。だから、どここのところで、予定価格よりも下がってという形の判断となるのか。見積りがないと判断がつかないと思うのですけれども、無効というのは、トータル金額の中でも、これ以下だと駄目というふうにしてしまうのか。そうになると、正確な分析ができないのではないかと思うのですけれども、その仕組みを教えてください。

○佐藤経理課長

最低制限価格につきましては、予定価格を積算する段階で、人件費や、ここで言う機械に係る経費といったものに分けて積算しているわけなのですけれども、あまり詳細に申し上げると今後に差し障るので詳細は避けますけれども、それぞれ、どのぐらい原材料比率があるかというところに基づいて一定の金額を出します。したがって、入札金額に対してトータルでこの金額というのを最低制限価格の基準としておきますので、それ以下で応札があった場合は失格という形になっております。

○西本委員

本来はもっと細かく見ているのではないかと思うのです。ただ、今後やはり私たちも、契約案件がこれからもずっと出てくると思うのですけれども、詳細が分からないと、結局どこを減らしてきたのかなどと分からないと、もしかしたら、さっき言いましたが、人件費のところですごく落としてきているという可能性もあるわけだし、どこでこういう差が出てきてしまっていて、無効になるということは、なぜこういう事態を招いてしまうのかという分析がなかなか難しいかと。やはり、こういう状況になったのには理由があって、その理由を考えることによって、分析することによって、例えばダンピングされたのではない、ダンピングをされる、あとは現場での問題点が少しくローズアップできるのではないかなど、いろいろ考えられると思うのです。こういうことだったら、こういうことをプラスアルファしましょうみたいなことを、私たちが契約案件を議論する中ではできるかと思うのですけれども、この状況だと、何が悪いのかなど深く考えられないのです。その情報というのは、もうこれしかないのでしょうか。今のご答弁しかないのでしょうか。もっと掘り下げた情報というのは頂けないものなのでしょうか。

○佐藤経理課長

最低制限価格の制度につきましては、国の基準モデルというのがありまして、それに沿って計算をして一定の金額を出すわけなのですけれども、ただ、それを公開しますと、いわゆる、それを目指して金額を入れてくるというところで、ダンピングと微妙なところになってしまうのですけれども、したがって、あまり細かいところは申し上げられませんけれども、そういった国の一定の基準に基づいて、こちらも算定しておりますので、最終的な金額については、全体としての応札額というところで事業者の判断が入ってまいりますけれども、一定の基準以下のものについては、ダンピングではないかというところで排除しているというところで、適正な入札を担保しているという制度上のお話になろうかと思えます。

○西本委員

国のいろいろな制度があって、それで算定していますというのは分からないではないのですが、ただ、総務委員会の中で契約案件を議論する上では、情報が足りないというのは正直思います。積算の仕方や、今回のような無効になってきたのは、ここに辞退理由と、さらっと一言書いていますけれども、これは

結構、問題が大きいのではないかと思います。その問題というのを議論するのがこの場であるので、できれば情報というのは、提示できるものについては提示していただくとか、あとは仕組み的なものを私たちが知らないことが多いので、細かいのは難しい部分はあるかと思うのですが、こういう流れがあって、こういう決め事がある、だからこれはこういうふうに決めましたみたいなどころまで情報提供していただきたいという、これは要望でお願いしたいと思っておりますけれども、今後考えていただきたいと思っております。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

15 ページですが、今、西本委員もおっしゃいましたけれども、入札金額が8,000万円台が2者と出ていると。1者は、最低制限価格未満のため無効とされた。でも、この改修工事の入札に参加した2者、全体から見れば約4割になる会社が8,000万円台になっているということは、一概にダンピング価格になっているとは考えづらいのではないのでしょうか。やはり、それぞれがみんな1億円台になっているなどという話ならまだ分かりますけれども、やはり今後、国の指針もあるとは思いますが、最低制限価格もやはり幅を広げて、下限価格をもう一段見直すような工夫も考えることが必要な時期に来たのではないかと私は思うのですが、その辺についてご意見だけお聞かせください。

○佐藤経理課長

最低制限価格のところは、どうしても直接、入札価格に関わるところなので、詳細についてはなかなか難しいところではあります。ただ、もともと国でも、入札事案の品質の確保というところで、一定額以上は必要であろうという制度設計に基づいて、こういった制度ができているというところがございます。どうしても線を引くと、そこの少し下がったところや少し上がったところというところで、様々ご意見はあろうかと思っておりますけれども、一定の基準で運用しておりますので、ぜひご理解いただきたいと考えております。

○須貝委員

一言だけ。中にはやはり企業というのは、様々な機械化なり合理化なり、ITを駆使して、それぞれコストダウンに努めているというのが実情だと私は思います。人件費についても、機械化して、より費用がかからないような、経費がかからない工夫をしている。そういう会社が努力して、せつかく安い価格を提示して、別にそれがその会社にとってダンピングしているという状況でなくて、その努力というのはやはり自治体としても考えてやるべきではないかと私は思うのです。やはり、会社によってそのままというところもあるかもしれないけれども、努力しているところは努力して、それを拾い上げていくというのも自治体の使命だと私は思いますので、何かいい方法で今後ご検討願えればと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 荏原平塚学園教室等照明LED化工事請負契約

(8) 品川学園教室等照明LED化工事請負契約

○こしば委員長

次に、(7)荏原平塚学園教室等照明LED化工事請負契約、および(8)品川学園教室等照明LED化工事

請負契約につきましては、関連する内容のため、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは続きまして、報告事項(7)および(8)、学校の照明のLED化工事のため、一括してご説明いたします。

まず報告事項(7)荏原平塚学園教室等照明LED化工事請負契約についてご説明いたします。資料は22ページです。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札結果は23ページの入札状況調書に記載のとおりです。

22ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億6,005万円、契約の相手方は三英・大雄建設共同企業体、代表者、三英電業株式会社、代表取締役、大場雄介氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年2月14日です。

おめくりいただきまして24ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は省エネルギー化を図るため、荏原平塚学園の施設および屋外通路等の照明器具等のLED化工事を行うものです。参考に、25ページに建物の案内図と配置図をつけております。

続きまして、報告事項(8)品川学園教室等照明LED化工事請負契約についてご説明いたします。資料26ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札結果は27ページの入札状況調書に記載のとおりです。

26ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億7,820万円、契約の相手方は、マスミ・山梨建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設、代表取締役、渡部弘太郎氏。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年2月21日です。

おめくりいただきまして、28ページ、工事概要書です。本工事は品川学園の施設および屋外通路等の照明器具等のLED化工事を行うものです。参考に、29ページに建物の案内図および配置図をつけております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

私は少し驚いたのですけれども、荏原平塚学園と品川学園というのは比較的新しいですよ。それで、LED化はもう終わったのではなかったのかと思っていたのですけれども、やっていなかったということですかという、少し驚きなのですけれども、現状をお知らせください。

それで、いずれにしても、LED化という形にしていかななくてはいけないというのがあって、計画的にされていると思うのですけれども、これは学校施設でいいのですが、達成率はどれぐらいなのか。これは、荏原平塚学園、品川学園で終わりだといいいのですけれども、ほかにまだやっていないところがあるのかという現状を教えてください。

それと、入札状況を見ると、例えば品川学園は4者の中で辞退者が3者なのです。ということは、もう1者しかないですよ。不調にならなかったのはいいと思うのですけれども、ただ気になるのは、理由として、配置予定技術者がいないということがあるのと、それから積算金額がというところがあって、これは両方ともその2つが理由に入っているのです。それで、技術者の配置が困難というのは詳しく分からないので、なかなか判断がつかないのですけれども、積算金額が予定価格を超過したというところ

においては、これはもしかしたら、予定価格というのが低過ぎているのか。その辺の状況はいかがだったのでしょうか。

○佐藤経理課長

3点かと思います。

1つ目ですけれども、両学校ともに新しいのではないかという話です。荏原平塚学園は平成22年で、品川学園は平成23年の竣工と聞いております。私の立場からは、そのときはLEDの工事ではなかったということになるかと思います。

続いて達成率というお話でしたけれども、現在改築中あるいは今後改築するという学校を除いては、今年度の工事ですべてLED化が行われると聞いております。

最後、品川学園の入札に関連して、辞退が3事業者、出ているということかかと思えます。こちらは、技術者が足りない、あるいは積算と合わないということかかと思えます。こちらについては、それぞれの事業者の判断というところがお答えではあるのですが、それぞれの事業者、ここ以外にもほかの工事等も受注する予定、あるいは、するかどうか分からないというところで、手を挙げるところまではやったけれども、諸般の都合で辞退しますということで、今回、辞退となっているものと理解しております。

○西本委員

学校の施設です。平成22年・23年というと、まだLEDが一般的ではなかったのか、どうなのか、その辺の時代の背景がすぐには思い出せないのですが、ただ確かに現在のほうが技術革新になって、よりいいものができているのでというところではあります。仮にこういう施設が、この時代にもうLED化されてもよかったというのであれば、いろいろな事情はあるのでしょうか、少し残念だと思いました。

学校のほうは今年度、大体100%というお答えでしたので、少し安心しました。

入札、いろいろ事情があるということなのですが、ここにも大きな問題があると思うのです。では技術者がいないとは、そんなにいないのか、それから積算価格というのは荏原平塚学園もそういう形で記載されているところはあると思うのですが、そういうことからして、予定価格ということの設定が低いのではないかとということには、今回はならなかったという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤経理課長

入札のところのお話だと思いますが、技術者の配置に関しては、先ほども申し上げたとおり、ほかの工事との兼ね合いもありますし、また意見交換をする中では、コロナが終わって、だんだん民間の需要も増えてきて、工事が増えてきているという状況があるとはお聞きしております。

また、積算単価につきましては、どうしても予算を年度ごとに立てますので、その時点で一番直近の単価を使いますし、また工事に今回、案件として契約に出すときも、そのときに最新の積算単価で積算して予定価格を出すということはやっております。その上でどうしても合わないというのは、手配する人件費をどのぐらいで見積もるか、どういったところから材料を仕入れるかといった、それぞれの事業者の判断といたしますか、事情もあろうかとは考えております。

○西本委員

いろいろと事業者の、それからコロナ禍が明けてというところでの需要が増えたというところは、もちろんいろいろな要因だとは思いますが、でも、その中で、先ほども少し情報提供というのをお願いしたところもあるのですが、やはり見積りみたいなものはもらわないと、どこでどういうふうに見

積もっているのかというのが分からないというのがあって、極端に低い、制限はかかるにしても低い状況になったときに、何で低い状況なのかなどということ、いろいろ査定するとき、議論する上では、やはり知りたいと思うのです。特に、大きな事業であればあるほど、下請というのは当然いるわけであって、その人たちもどういうふうにやっているのかということの全背景を知るべきだと思うのです。こういう1事業者のところでのやり取りしか私たちはやっていないわけです。ただ実際はそうではなくて、マンホール系など、いろいろなところまでやっているわけだから、その辺の情報というのは、品川区も掌握していくほうがいいのではないかと思いますので、できる限り情報提供をお願いしたいという意見を申し上げたいと思います。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今、西本委員からもありましたけれども、配置予定技術者の配置が困難だというようなお話で、今回、入札辞退ということがありますが、電気工事というのは比較的、短期間の工事、ずっと現場にへばりついているというような状況ではないと私は思うのです。それで、電気照明工事ですら、こういうふうになるというのはどうなのかと思うので、その見解を教えてください。

それで、おかしいのは23ページで、入札番号3番で、辞退ということで入っていますが、これは工期が令和7年2月14日なのです。品川学園は令和7年2月21日、ほぼ日にちは変わらないのに、品川学園のほうはこの事業者が入札に入っている。これはおかしいですね。忙しいなら両方、入札に応じられないはずでしょう。こんなことを業者で平然として出してくるというのは、課長も恐らく怒りを覚えるのではないかと思いますので、どうなのでしょう。ご意見だけお聞かせください。

○佐藤経理課長

2つご質問を頂いたかと思いますが、1つ目の配置技術者の件ですけれども、こちらは、工期までは、技術者が対応できるような形を取っていただくところですので、それぞれの事業者の事情はあろうかと思えますけれども、そういったところでご判断いただいているということだと思います。

また、2案件あって、両方とも手を挙げているところがあるということですので、まずは契約内容を公告いたしまして、概要が出ていますので、そこに対してまずはできるかどうか、手を挙げただけというのが1つ。その後で、実際の仕様書、設計書を出させていただいて、それで見積りをして応札いただくという、タイムラグがありますので、両方手を挙げたところは、それを両方見て、どちらで受けられるか、あるいはどちらがいいかというところで考察いただいた結果かとは考えております。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 品川区役所キッチンカー出店（試行）について

○こしば委員長

次に、(9)品川区役所キッチンカー出店（試行）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項(9)品川区役所キッチンカー出店（試行）についてご説明いたします。資料をご覧

ください。

項番1、目的です。総合庁舎敷地内においてキッチンカーの出店を行い、総合庁舎のスペースの有効活用、庁舎周辺のにぎわいの創出、来庁者および職員の利便性の向上等について、どの程度の効果があるか実証実験を行うことを目的といたします。

項番2、出店期間といたしましては、8月2日から9月27日の水曜日と金曜日、時間はお昼に当たります午前11時から午後2時までは必須といたしまして、そのほか午前9時から午後5時で設定しております。

項番3、出店場所は資料下の赤枠の図にあるとおりで、本庁舎3階プラッツァーの2区画です。

項番4、事業者募集につきましては、7月16日から区のホームページおよびSNSにて周知しております。出店枠が埋まり次第、受付を締め切る取扱いといたしまして、出店料については、試行期間のため無料といたしました。本日朝の段階で、試行期間は17日間ありますが、そのうち11日間で出店の申込みを受けております。今回の試行結果を検証いたしまして、今後の実施について検討してまいります。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

今、申込みをされているところというのは1か所ですか。事業者は何者来ているのかという、もう少し詳細を教えてください。

試行期間のため出店料が無料ということなのですが、有料というのも考えているのかということも、いろいろ想定した形でやっているのだらうと思うのですが、その辺を教えてください。

それと、なぜキッチンカーということなのです。第二庁舎に食堂がありますよね。あそこも、もっと利用することもできるのではないかと思うのです。なぜキッチンカーなのでしょう。食堂をもっと充実させてもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○佐藤経理課長

3点ご質問を頂いたかと思えます。

1つ目の、事業者の詳細ということなのですが、事業者数にして5事業者、申込みがありました。今回どのくらいか分からないということではありましたが、一応、「4枠まで申し込んでいいですよ」という応募条件で募集しました。その中で2枠から4枠まで、それぞれの事業者でご判断されて応募いただいているというのが現状でございます。

2つ目ですけれども、今回出店料を無料ということにいたしましたのですが、有料を考えているかということなのです。ほかの自治体でも同様のキッチンカーを出店してというのはやっております、その中では、例えば施設の使用料ということで、車の面積分、かつ、その期間分ということで、1日につき数百円ですけれども取っているということもございました。ただ、今回については、どのくらい応募があるか分からないということもありましたので、2か月に限って無料ということで、試行としてやっております。

3点目、なぜキッチンカーなのかということかと思えますが、私どもは経理課ということで、総合庁舎を管理するという立場です。そのほかの事業についてもですけれども、総合庁舎のスペースの有効活用というのを図るということで、ほかの事業でも、庁舎内の有料広告など、今年度は政策予算で出させ

ていただいております。同じ文脈で、ほかに何かできないかというところで、今回キッチンカーというところが出てまいりました。

委員ご指摘のとおり、食堂が第二庁舎の2階にございまして、そちらへの影響いかんというところもございましたので、今回試行で、2か月に限って、かつ曜日を区切ってやったというところは、そちらとの、どのぐらい影響があるか分からないというところもありましたので、今回試行の中の一つとして、そこもどのぐらい影響があるかないかというところは見まして、今後について検討していきたいというところがございます。

○西本委員

キッチンカーなど、前はなかったですね。そういう方々がいらっしゃって、いろいろな手法が取り入れられるのではないかと期待はしているのですけれども、私はこれを、例えば新庁舎の中でも活用できるのではないかと考えていて、今も2階に食堂がありますが、あそこもいろいろなメニューがあれば、職員の方々だけではなくて、地域の方や来庁者の方々が「行ってみようか」というふうになるのではないかと思います。ただ、この事業を、庁舎内の敷地にという、3階のプラッツァーのところだけではなくて、もっと広く利用できるのではないかとという視点で試行をやってほしいのです。品川区の今後の話、食というのはテーマとして必要なところがあると思っているので、ぜひその辺も含めて、活用できるものだったら活用して、庁舎の中でも、飲食の楽しみということも含めて、流れをつくってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうかということと、担当は違うのですけれども、中央公園でもいいのではないですか。これはここの話ではないので、でも中央公園がすぐ脇にあるので、そういうところにも設置できるといいのではないかと思います。それはここで答えられるものではないと思うのですが、そういう広がりのあることを考えてほしいという意見に対して、ご意見を頂きたいのですけれども。

○佐藤経理課長

1つは新庁舎での活用というところですが、新庁舎の運用でしょうか、今後についていろいろ検討する中でもキッチンカーの話は出たと、担当の課長からは聞いております。今回は試行でやりますので、その結果も情報共有していきたいと考えております。

あとは、先ほどの食堂のところについても、先ほど答弁いたしましたけれども、試行ですので、影響についてお伝えして、所管が今、人事課ですので、そちらでまた考えていくことになるかと思えます。

もう一点、公園についてですけれども、公園課長には情報共有しております。今現在、しながわ区民公園や、あとは戸越公園で、エコルとごしてやっているとは聞いております。同じご答弁になりますけれども、試行結果について情報共有して、それぞれの所管で検討するという形になろうかと思えます。

○西本委員

やはり、人が集まるにぎわいというところにおいては、食というのはすごく大きなテーマだと思うのです。今の第二庁舎の食堂を見ると、どうももう少し何か欲しいという。それで、地域の人たちも、「あそこはおいしいのよ」とか「興味があるね」という、下手をすれば野菜を売ってもいいのではないかと私は思っているのですけれども、そういう食品のテーマというのを、一遍、これから庁舎の活用も含めて考えていただきたいと強くお願いしたいと思います。

公園課との協力体制も取られているようですので、そこも含めて、今後進めていただきたいというお願いをして、意見として申し上げたいと思います。

○こしば委員長

ほかにございますか。

○大倉委員

区の玄関というところで顔になるところに、こうやってにぎわい施設ができるとか、区民が集えるとか、職員も利用するということでは、非常にいいかと思っていて、前にこのような、にぎわいはどうですかという提案をしたときに、周りの飲食店との兼ね合いもというお話があったかと思うのですが、その辺に関してはどのように考えているのか。これぐらいだったら問題ないということで、まずは試行的に始めてみるということなのかと思っているの、その辺を教えていただきたいのと、もう一つ、この下が駐車場ですよね。そうすると、上の空洞になっているというところで、キッチンカーがどれぐらいの重さか分からないですけれども、乗り入れてくるというところでは、耐荷重とか、その辺についても、しっかり考えられているとは思いますが、大丈夫なのかという確認だけお願いします。

○佐藤経理課長

2点ご質問かと思えます。

1つは、周りの店舗に影響がということかと思えますが、委員もお話しされましたけれども、今回、試行で2か月間、曜日を区切ってということですので、先ほど食堂の話をしましたけれども、周りについては、なかなか直接意見をお伺いするというのが難しいですけれども、試行前には区の商店街連合会の事務局にも情報提供をさせていただいておりますので、そういったところからご意見があればお伺いしながら検証していきたいと考えております。

もう一点、建物の耐荷重の部分ですけれども、これまでも工事等でトラック等が乗り入れたりということや、あとは以前、区長が代わられたときに、初登庁のときに車が入ったり、そうでなくても海外の来賓の方がいらっしゃったときに車が入ったりということもありましたが、キッチンカーは今回2台離して設置ということを考えておりますので、この程度であれば十分耐え得るということで判断しております。

○須貝委員

今、大倉委員からもお話が出ましたけれども、今回、試行ということで、それは構わないのですが、やはり品川区は近隣に多くの飲食業の方が営業されています。それによって競争をもたらさないようにということと、区内商店街は今、いろいろ区も考えていらっしゃると思うのですが、やはり振興政策としてどうなのか。人が多くて、パイがいっぱいあれば、それはそれでいいのですけれども、その辺が心配なのですが、テストケースということでおやりになるので、その辺は今後、周りの商店街に意見を聞くなり、また役所の中にある食堂の皆さんのご意見も聞きながら進めていただきたいと思います。終わります。

○大倉委員

すみません。5事業者で今、申込みがあるということなのですが、キッチンカーが品川区内にどういうふうにあるのか分からないですけれども、営業所なのか分からないですけれども、区内の方が持っているキッチンカーなどのほうがいいとは思っているのですが、そういうのは、なかなか区外からではないとないみたいな感じなのか、選定は品川区内の事業者優先というような考え方などというのはあったりするのですか。できればそういうほうがいいのかとは思っているのですが、教えてください。

○佐藤経理課長

今回、募集に当たっては、区内事業者に限定したりというところはやっておりません。また、申

込みについても先着順とさせていただきます、今のところいっぱいになっている状況ではございませんので、締切りはいっぱいになったらということで設けておりますので、それまではお受けするという形で進めております。

○石田（ち）委員

庁舎の敷地内、スペースの有効活用というのは、先ほど大倉委員も、使ったらどうかと以前質問していたということだったのですけれども、そもそも敷地を使って、どの程度の効果があるか実験を行うことになったのは何でなのかというのをお聞きしたいのと、要は誰が思いついたのかというか、どこから出てきている話なのかを知りたいのと、キッチンカーというのは、電力は使うのですか。キッチンカーが使う電力の配線などというのがもしあるのだったら、どこから持ってくるのかなどというのも気になりましたし、あとキッチンカーの周りには椅子やテーブルが置かれて、すぐそこで食べられます的なところが多いのですけれども、この場合は、買ったものを食べるスペースとしては、近くに公園もありますけれども、どういうふうを考えられているのかというのをお伺いしたいと思います。

○佐藤経理課長

キッチンカーが電力を使うかというところですが、今回については、自分でといいますか、事業者のほうで用意してもらうということで募集をかけております。

また、椅子やテーブルについては、特段、募集の段階では条件等にしておりませんので、具体的に事業者から相談があり次第、個別に対応するという形にしたいと思っております。

また、今回のキッチンカーの出店を行うことになったきっかけといいますか、そういったところかと思っておりますけれども、冒頭申し上げたとおりで、庁舎の有効活用を考える中で、キッチンカーについては、ほかの自治体でもやっていたり、あるいは新庁舎のことを考えるときに狙上に上ったりといったところがありましたので、今回、試行として、どのぐらいの応募があったり、あるいは効果があったりというのが分からない中で、期間を区切ってやってみようという形になります。

○石田（ち）委員

電力については分かりました。

それで、新庁舎などという部分でということでは、対話型市場調査や、そういうところから、こういうものを試行的にとか、事業者等からそういった、アドバイスではないですけれども、声があったりもしたのかという感じはするのですけれども、そういうのではなく、区として思いついたというか、どの程度こういうものを出すとどういう効果があるのかと、単独で思われたということでしょうか。

○佐藤経理課長

今回のキッチンカーのお話は、区として予算を取ってやっているというものでもございませんで、どちらかというと職員間でアイデアベースで出てきたものを試しにやってみるということですので、特段、事業者から提案があったりということを取って始めたというわけではないと考えております。

○石田（ち）委員

では、職員から出た声、職員から出るというのは、いろいろな課から出たのか、アンケート等を取られたのか、それともどこかの課で、こういうことをやってみようかというアイデアだったのか、これが決まった経緯というのですか、もう少し細かく教えていただきたいです。

○佐藤経理課長

本件に限らずですけれども、ほかのものも、職員間で話して行ってボトムアップでやる場合もありま

すし、いわゆるトップダウンでお話に来る、あるいは周辺の区の状況を見ながら、あるいは自治体の状況を見ながらということもあろうかと思えますけれども、今回については、様々なお声がある中で、最終的には我々経理課で実施の事業の決定を取りまして始めるということになりましたので、なかなか説明は難しいですけれども、そういった部分で練り上げていったということでご理解いただければと思います。

○松本委員

ありがとうございます。こういう新しい取組は、個人的にはすごく楽しみというか、いいと思うので、どんどんやっていただきたいと思っています。

今回、水曜日と金曜日を試行的に出店の日にしているということかと思うのですが、ここは、先ほど民業圧迫になるかどうかみたいな話もありましたけれども、例えば周辺の飲食店がお休みの日、定休日が平日にある場合もあると思うのですが、そういうのを調べてこういうふうに設定されたのかというのが1点と、ほかの自治体の同様のキッチンカーの出店の募集要項を拝見すると、ごみ箱を必須にしているというところもあるかと思えます。当区の募集要項を拝見すると、一応、ごみ箱については、特に募集の段階では書かれていないのですが、庁舎の中のごみ箱に捨てていくというのも1つかもかもしれませんが、結構、そうすると、ごみもたくさん出てくる。一応、お店に回収してもらうということも考えられるのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○佐藤経理課長

1つは、曜日の設定というところかと思えます。こちらについては、試行でやるというところで、こちらの管理する側の対応のマンパワーもありますので、この日数になっているというところで、特段、曜日についてはあまり意味がないというところかと思えます。

もう一点、ごみの関係ですけれども、こちらとしましては、事業者のほうで、出たごみについては回収していただくというのは当然のことかと思っておりますので、実際、出店までにはもう少しありますので、そのやり取りの中で再度周知していきたいと考えております。

○松本委員

ありがとうございます。ごみの面は、これから多分まだお話しができると思いますので、多分、きちんと言わないと、場合によっては、きちんと設定しないみたいな業者もいるかと思えますので、よろしくをお願いします。

あと、曜日については、今回はおっしゃるとおり、試行的な取組なので、今後やってみて、場合によっては周辺の飲食店の方たちからの意見が出るのではないかと思いますので、その辺はうまく調整が利くというか、周辺の飲食店が定休日が多い日にキッチンカーが出てくるといい。でも、その場合は、場合によっては平日はずっと出していくというような考え方になるのかもしれませんが、まさに市場の調査というか、周りの調査も行っていただきながら実行していただければと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言は。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございます。キッチンカーは公園などに出してほしいというようなお声もありましたし、また食があるところに人が集まるというのはどこでも一緒かと思うので、お試しでありますけれども、やっていただけるのはありがたいと思います。

それで、17日間のうち11日で決定しているということなので、この5つの事業者が複数枠、多分、

申し込まれていると思うのですが、例えば最初に1回やって、事業者がほかの日も申し込んでいただけれども、1回で撤退しますというようなケースもきちんと受け入れていただけるのかというところが1点。

あと、キッチンカーの水曜日と金曜日のスケジュールは、何か一覧にしてホームページに載せるのか、どこかで宣伝するのか、区民への案内があるのか、ここでキッチンカーを出していますというのを庁舎内のどこかに貼るのか、そのような案内の部分を教えていただきたいと思います。

それともう一点が、これはキッチンカーに限らずなのですけれども、区内のイベント等で飲食店にたくさん出ていただく際の、環境に配慮した部分というところで、例えばプラスチックのスプーンではなくて、木のスプーン、紙のスプーンを使うとか、ストローも紙にするとか、そういうところの配慮を、区としてSDGsの視点からキッチンカーに求めていくというのが、区がやる意味も少しあるのかと思うのですが、先ほどごみの話も少し出ていましたけれども、ごみの問題も、キッチンカーが集めなくて、きちんとごみは各自でお持ち帰りくださいということを案内するぐらいの取組もあっていいのかなと思うのですが、そのような環境への配慮というところでのお考えはどうかということをお伺いしたいと思います。

また、プラッツァーの花壇のところに座って飲物を飲んでいる方も、たまにいらっしゃると思うのですが、ここで食べていいのかどうかというところで、キッチンカーのお店の考えによって考えていきますということなのですけれども、そもそもこの夏の暑い時期に、この炎天下で食べるのもどうなのかと思うのです。例えば、今回はなかったにせよ、ここで食べられるような仕組みを区につくっていただいてもいいのかと思うのです。例えば、暑い時期であればパラソルを出して、椅子を置いてなどということも、お昼ぐらいの時間帯ですか、ご検討いただけるといいのかと思うのですけれども、今後の展開としてはいかがでしょうか。

○佐藤経理課長

何点かお伺いがあったかと思えます。

こちら、現状、何回ということでの申込みがあったけれども、その後キャンセルされる場合、どうするかということですので、今回のスキームが、使用の許可を出しているということですので、そちらの使用の申請を取り下げることであれば、こちらとしましては受け入れるということですのでございます。

もう一つ、案内ということですので、庁舎内においてはグループウェアという共通のプラットフォームがありますので、そちらで職員には周知していきたくと思いますし、外部的には今、募集のホームページの掲載がありますので、そちらで募集の結果ということで、こういった事業者が来ますということで周知していきたくと考えております。

3点目のSDGsあるいは環境への配慮というところですので、今回は特段、そういった部分については、募集の際には出しておりませんが、今後、実施する場合のご意見として受け止めたいと考えております。

最後、飲食等についてですけれども、副委員長ご指摘のとおり、夏の暑い時期でございますので、職員でなければ持ち帰られる方が多いかとは思いますが、今後の事業を実施する際のご意見として対応したいと考えます。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了します。

(10) EVカーシェアの実施について

○こしば委員長

次に、(10)EVカーシェアの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは私から、報告事項(10)EVカーシェアの実施についてご説明いたします。資料をご覧ください。

項番1、目的としましては、令和5年6月の「ゼロカーボンシティしながわ宣言」で目標といたします。脱炭素化社会の実現に向けまして、庁有車のEV化を進めるため、区役所の駐車場内において電気自動車2台のカーシェアリングを実施するものです。

項番2、事業概要ですが、事業者のカーシェアリング事業を活用いたしまして、平日日中は品川区職員が利用し、その他の時間帯は区民の方などが共同で利用できるものといたします。

項番3、事業開始日ですが、令和6年8月1日からです。区民の方は事業者のサービスに会員登録をして利用できます。品川区の職員は順次、利用者登録を進めておりまして、完了した職員から利用開始するものです。

項番4の予算額および、項番5の事業車両および設置場所につきましては、資料に記載のとおりでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

事業開始が8月1日ということは今週です。これは気がつかなかったもので、どういう告知をされたのでしょうか。

○佐藤経理課長

告知につきましては、本委員会ですらご報告した上で区民に周知するというところで、ホームページでの広報を考えております。

○西本委員

これは、今まで取組がなされていなかった部分だと思うのです。なので、どういう結果が得られるのかと。これは試行ではないので、実際にやるという形の報告なのですが、ただ庁舎の中での使い方も含め、区民の方々も使えるということで、今後どういう使い方になるのかというのは、ぜひリサーチしていただいて、報告いただければと思うのです。というのは、やはり駐車場の問題であったり、エコの問題、環境等を含めて考えると、今、自動車だけではなくて電動キックボードなど、いろいろ、シェアというのでされているので、何か交通機関の一環としていろいろと考えられることもあると思うので、分析をしっかりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤経理課長

委員がご指摘のとおり、初めての試みであることは確かでございますので、利用実績等、事業者と連絡を取りながら確認していきたいとは考えております。

○西本委員

例えばコミュニティバスなども含めると、品川区は狭いので、なかなか難しいのです。なので、いろいろ利用できるものがあれば、その利用を促していくという形ができるといいかと。その中の1つの

キーワードとしては、シェアということだと思うので、ぜひそこを今後リサーチしていくことをお願いしたいと思います。

○大倉委員

予算額の242万円の内訳を教えてください。これは登録すると月額料金がかかるのか、そういうものなのでしょうか。登録料がかからないなど、その辺のカーシェアの実態が分かっていないので教えてくださいませんか。

○佐藤経理課長

予算の内訳というところですが、内訳は2つありまして、区役所の職員が使う際の使用料というところがございます。そちらが、8か月分で193万6,000円というところ。残りの金額につきましては48万4,000円ですが、こちらは充電機を設置するというところで、そのところが分かるように地面を塗るというような工事費になっておりまして、既に第二庁舎の駐車場の該当の部分については工事が終了しております。

○大倉委員

そうすると、登録して使って、大体このぐらいの時間が利用されるだろうというところの費用を今出しているということの認識でいいですか。

○佐藤経理課長

区役所の職員の使用については、平日の日中、8時半から17時15分までの使用ができるような形で押さえておりまして、いわゆる定額になっております。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○須貝委員

事業概要ですけれども、平日日中は品川区職員が利用されるということだと、一般の人はほとんど利用できない。では、普通のカーシェアリングは24時間いつでもスマホで登録して、それで予約して乗れるという状態ですけれども、役所の中は、やはり深夜は入れないとなると、一般の人はほとんど使えないという考え方でいたほうがいいのですか。だから、24時間ではなくて、使用時間も、役所が開いている、駐車場が開いている時間内でしか使えないというようなことなのですか。それだけ教えてください。

○佐藤経理課長

一般の方の使用法というところかと思いますが、曜日で行きますと、土・日・祝日というところは区役所は使えませんので、そこは24時間といいますか、その日にちは区民の方が使えるということになります。それで、閉庁時、夜になりますけれども、そのところは区民の方が使えるような形になっていまして、今も閉庁時は時間貸しの駐車場として利用されている方はいますけれども、同様に、庁内は入れませんが、外から駐車場のスペースには入れますので、そちらで利用できるという形でございます。

○こしば委員長

ほかにごありますか。

○石田（ち）委員

品川区の職員が仕事で利用するということですよ。そうすると、車に「品川区」と入っていたりするのですか。品川区の職員に仕事で使ってもらおうという、品川区の車ということにはならないのだろうか。

とは思うのですけれども、カーシェアリングのイメージがあまりよく分からないのですけれども、区の職員が仕事で使う車を、使っていないときは区民も使えますということで、そうすると、基本的には区の所有の車ということ。それを脱炭素化の実現に向けて、率先してEV化を進めるためにシェアリングしていくということなのですよ。そうすると、区の車に区民が乗ることになってくると、もし区民が使っている間に事故などが起きた場合というのは、カーシェアリングという仕組みそのものも、乗っている人が事故に遭ったときはその人がということになるのか、そういう仕組みもよく分かっていないのですけれども、何か車体にトラブルがあった場合の対応というのは、そのとき使っている方の対応になるということでもいいのですか。それで、「品川区」というのは入っていない形の、誰もが乗用車として乗れる見た目になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○佐藤経理課長

2点かと思います。

1点目は外観のところですが、特に「品川区」云々というものは入っておりません。というのは、今も経理課で管理している車両は、特にそういった表示はありませんので、例えば生活安全担当のパトロールカーや、防災まちづくり部で持っているような黄色と黒のパトロールカーといったもの以外は、通常の車と同じような形の外観をしております。

もう一点、トラブル、事故があった際、区民の方が乗っていた際の対応というところですが、こちらはカーシェアリングの事業者で、ほかのカーシェアリングももちろんたくさんやっているわけなのですが、仕組みとしては同じでして、カードなりアプリを利用して会員になりまして利用しますので、その中でコールセンターみたいなものがありまして、事故があった場合はそちらに連絡をして対応していくという形の仕組みになっております。

○石田（ち）委員

そうすると、区民の方が乗っているときに事故がもし起きてしまった場合には、使えない間というのは、品川区の仕事で使える車が一旦使えなくなるということになるということですよ。

○佐藤経理課長

すみません。先ほどの答弁のところでも1点漏れましたけれども、車自体は、カーシェアリング事業者が提供する車を、区が利用料を払って利用するという時間と、区民の方が個別に利用料を払って使う時間でシェアするという仕組みですので、区の庁有車というわけでは厳密にはないということが1つです。

また、事故があったときは事業者のほうで、いわゆる代車対応という形になりますので、一定の時間は必要ですが、その上で車を置いて、区の仕事で使う分と、区民の方がカーシェアリングで使うという形の穴埋めがされます。

○こしば委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

なお、先ほど冒頭にも発表させていただきましたが、3時から移動いたしますので、時間が短いです。よろしくお願いいたします。

(11) 令和6年7月7日執行東京都知事選挙および東京都議会議員補欠選挙の結果について

○こしば委員長

続きまして、(11)令和6年7月7日執行東京都知事選挙および東京都議会議員補欠選挙の結果について

を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、令和6年7月7日執行東京都知事選挙および東京都議会議員補欠選挙の結果についてご報告いたします。なお、本選挙の執行要領につきましては、5月13日の総務委員会で報告しております。

それでは資料をご覧くださいまして、1番の東京都知事選挙についてです。まず投票結果でございますが、男女の計の総計で申しますと、当日の有権者数が33万6,508名、これは4年前と比べて4,507名増えております。投票者数につきましては、当日投票者数、期日前投票者数、下の段に行きまして不在者投票者数を合わせた数が、下の段の真ん中、投票者総数でございますが、こちらは20万6,763名、投票率は右側、61.44%となりました。なお、前回、令和2年度の投票率は56.21%でしたので、5ポイント以上アップとなります。また、今回、東京都全体の投票率は、都全体の平均が60.62%、区部の平均が60.44%です。

続きまして、開票結果でございます。こちらの順位につきましては、東京都全域の得票数の確定順で示しております。表の順位1の方が当選者となります。

続きまして、次のページに進んでいただきまして、都知事選挙の立候補者が56名までいらっしゃいましたので、こちらの記載になります。

そして2番、東京都議会議員補欠選挙（品川区選挙区）についてです。まず投票結果につきましては、当日有権者数が33万6,487名、投票者数につきましては下の段、投票者総数をご覧くださいまして、20万4,882名、投票率はその右側、60.89%となりました。なお、東京都知事選挙に伴います都議会議員補欠選挙につきましては、品川区として初めての選挙でしたが、参考に前回、令和3年度東京都議会議員選挙の投票率は43.19%でございました。

順位につきましては、こちらは開票結果のところがございますとおり、得票数順で記載しておりますが、欠員1名の選挙でしたので、表の順位1の方が当選者となります。

最後に参考として、都知事選挙の年代別投票率を次のページに添付しております。これまでの選挙でも同様のことですが、全年齢平均の投票率、一番下ですが、こちらは61.44%に比べて、30歳代までは平均より低くなっております。なお、前回の都議会議員選挙と比べますと、10歳代は1ポイント弱低くなっておりますが、逆に20歳代は3.35ポイント高くなっており、若い世代にとっても関心の高い選挙であったと受け止めております。

○こしば委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

毎回ですけれども、白票という数字が出ていないのですけれども、これは今後必要なのではないかと思うのですが、公表していただけないのでしょうか。計算すれば分かるのかもしれないのですけれども。

それから、今回いろいろなことが起きました。品川区の選挙管理委員会に区民の方からクレームなど、何か来たのか、来なかったのか。品川区内は静かな選挙だったかという感じはするのですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

それから掲示板の、今回いろいろあって、多分これは東京都の指示でやっているということだとは思いますが、10名ぐらいが掲示板がなかったのですよね。48枠だったか。その辺の考え方、

今後も東京都の考え方に準じてやっていかななくてはいけないのだろうと思うのですが、今回の問題については、何か品川区としてまとめて、それを上に上げるとか、そういうことはなされないのでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず白票ということですがけれども、白紙投票などを含めまして、いわゆる無効票につきましては、年に1回、私ども、区政資料コーナーなどに置いておりますけれども、全体の記録という形で、年度ごとに記録は印刷物として公表させていただいております。

現時点では、東京都知事選挙が、白紙投票の部分だけ申し上げますと令和6年度は1,125票、それに対しまして都議会議員補欠選挙については、令和6年度は白紙投票1万5,359票となっております。なお、こちらにつきましては、東京都全体での状況につきましても都のホームページに出ていますので、品川区としては、また細かい数値については別途記録でご確認いただければと思います。

それから2点目ですがけれども、いろいろな苦情というふうなお話がありましたけれども、まずポスターについての区民の皆様からのお声ですが、私ども、いわゆる告示、東京都のポスターを掲示できるようになってから当日まで、それが終わってから全部で通して33件程度でした。つまり、1日では2件程度でございまして、報道で大分この件について取り上げられたところもございまして、あまり私どものほうにはお声がなかったかと考えております。特に、先ほどご指摘がありました枠外の掲示については、あまり区内では見受けられなかったのも、その一因だと考えております。また、今回の掲示板の公職選挙法との絡みですがけれども、ご案内のとおり、今、東京都だけではなくて国のほうでも、そこについては公職選挙法改正の動きがあると承知しております。また、品川区としましては、主任書記会と申しまして、今、職員レベルで区としての課題をやっていると同時に、特別区の選挙の局長会におきましては、東京都に今回の課題について説明を改めて求めているところです。

○西本委員

ありがとうございます。白票については、ぜひこういう機会に言ってほしいのです。1行ぐらいですよ。なので、後でまとめてありますからなどではなくて、都議会議員の補欠選挙で1万票以上が白票というのは問題だと思います。なので、そういう問題提起も含めて考えると、やはり同時に選挙結果があったときには、そちらもぜひ載せていただきたいとお願いしておきたいと思います。

クレーム等々、品川区は少なくともよかったかと思いますが、今回の課題というのは、これから公職選挙法もいろいろ変わってくるのだろうと期待しているのですけれども、やはり品川区としても問題提起をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、やはり今回、選挙違反がとても多かったです。なので、そういうこともしっかりと品川区としての意見をまとめていただければと思っておりますので、これは意見として言わせていただきます。

○今井選挙管理委員会事務局長

すみません。選挙違反のことなのですがけれども、今回、ポスター掲示につきましては、いわゆる警察への選挙違反の事例はございませんでした。逆に、区民の方、そして警察から、こういう事情があるということでお話は、ポスターの剥がし忘れ等はございましたけれども、選挙違反の事例はございませんでしたので、そこは申し上げておきます。

○西本委員

すみません。掲示板だけではなくて、選挙違反というのは今回いろいろなところでありました。意見が出なかったのはいいです。品川区の中で区民の方からクレームがなかった。それはそれでいいです。けれども、やはり選挙違反というのがあったということは事実であるわけですから、それは周知

していただいて、ただ報告を上げるときには、品川区ではそういうクレームがなかったということは事実なので、そこはそういう報告でいいと思います。けれども、選挙違反というのは、しっかりと見ていただきたい。それは、選挙管理委員会には権限はありません。取り締まるのは警察です。でも、それを注意していくというのは選挙管理委員会のお役目になりますので、それはきちんとこれからも注視して見ていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○こしば委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察について

○こしば委員長

次に、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でご決定いただきました所管事務調査の項目や各委員の要望を基に正副で協議しました行政視察の案について、サイドブックに掲載させていただきました。候補地としまして、まず長野県長野市で「都市ブランディングについて」、富山県で「働き方改革について」、富山県富山市で「SDGs推進の取組について」、大阪府泉大津市で「アビリティタウン構想について」、それぞれ視察先の候補として考えております。視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査項目や委員からの要望のほか、過去の総務委員会の行政視察の調査項目等、様々な観点から検討して、正副で案をまとめてまいりました。よろしければ、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○こしば委員長

それでは、先方との調整に入りまして、次回の委員会において改めて正副案をお示しし、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、先方との調整次第では、候補地・調査項目等を含め、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めて正副にご一任いただければと存じます。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

○こしば委員長

次に、順番を入れ替えまして、予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○西本委員

「秀」の件なのですが、その後の進捗状況だけ、どこまで進んでいるかだけで結構ですので、教えてください。

○勝亦総務課長

今、国際友好協会で、「秀」との契約について、契約書の協議というか、契約に向けた契約書の作成の協議をしていると聞いております。

○西本委員

では、契約書の作成の段階。それは「秀」側と国際友好協会の件ですか。それとも、品川区との契約書なのか。どこの部分を言っておられますか。

○勝亦総務課長

元料亭「秀」の賃貸借については国際友好協会が契約するものでして、品川区との契約ではございません。

○西本委員

ということは、品川区が今回、予算立てしましたよね。それは、国際友好協会にも支給されているということですか。もう完全に契約については、今の段階で国際友好協会と「秀」とのやり取りに移りましたという認識でよろしいですか。

○勝亦総務課長

今年度予算をお認めいただいている部分の中で、賃貸借料につきましては区の予算に設定してございます。まだ契約等の内訳等も決まっておきませんので、まだ補助金としての執行はしてございません。

○西本委員

では、これからどういう順番になるのですか。契約とお金のやり取りという、国際友好協会との契約が終わってから品川区のお金が行くのか。どういうお金のやり取りがあるのですか。これは税金なので、そのやり取りがどういうタイミングで、どういう手順を踏んでやっていくのですか。そこだけ教えてください。

○勝亦総務課長

国際友好協会との間で正式に賃貸借料との契約の内容が決まることによって、必要な金額が出てきますので、その必要な分について、補助金の追加の支給のご要望を国際友好協会から区に頂きます。それに基づきまして金額を精査した上で、補助金を支給といいますか、執行するようなことになってございます。

○西本委員

分かりました。

3 視察

○こしば委員長

最後に、予定表3の視察を行います。

冒頭ご案内いたしましたとおり、本日はこれより大井競馬場の視察に参ります。本日はレース開催日ではありますが、委員会として視察を行う以上、委員・同行理事者はそろって帰庁されることを念頭に考えておりますので、ご理解いただければと思います。

この後すぐに視察に参ります。委員および視察に同行される理事者は、第三庁舎2階のマイクロバスにご乗車願います。放送でもご案内いたします。

なお、視察後、当委員会室には戻らない予定ですので、お荷物はお持ち帰りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時07分休憩

〔 視察場所：特別区競馬組合（大井競馬場） 〕

○午後4時58分再開

[車中にて再開後、閉会を宣する]

○午後4時58分閉会